

「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」の改定素案に係るパブリックコメントの実施結果等について

〔令和5年3月〕
環境政策課

1 要旨・目的

「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」（以下「計画」という。）改定素案について、パブリックコメント（県民意見募集）を実施し、市町や広島県環境審議会における意見等を聴取したため、その結果を報告するとともに、素案の内容を一部修正する。

2 現状・背景

令和3（2021）年3月に計画を策定した後、国が令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を大幅に引き上げたことを踏まえ、新たな広島県の温室効果ガス削減目標を「39.4%以上（平成25（2013）年度比）」とし、この目標達成に向けて取組を強化することとした計画の改定素案を作成した。

3 意見の概要

素案が示す方向性に対して反対する意見はなく、省エネルギー対策等の推進、再生可能エネルギーの導入促進や森林吸収源対策の施策に対する質問や、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーについては環境配慮を求める意見があった。意見概要は次のとおり。

(1) 県議会（生活福祉保健委員会）における説明〔令和4年12月15日〕

【主な意見・要望】・県内経済に資するような視点を持った施策の展開
・市町による国庫補助事業の活用への配慮 など

(2) パブリックコメント（県民意見募集）〔令和4年12月20日～令和5年1月19日〕

【意見件数】6件（5人・団体）

【主な意見・要望】・森林吸収源対策に係る現状と目標に係る質問
・広島県全体で対策を推進していくことについての要望
・表記方法や出典に対する質問・要望 など

(3) 市町への意見聴取（法定要件）〔令和4年12月20日～令和5年1月17日〕

【意見件数】21件

【主な意見・要望】・太陽光発電設備の規制などに係る考え方への質問
・法令との整合や他計画との関連に係る質問・要望
・広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準の質問・要望 など

(4) 広島県環境審議会における審議〔令和4年12月20日〕

【意見件数】11件

【主な意見・要望】・小水力発電や森林吸収源対策等に係る県取組の方向性に対する質問・要望
・軽油の使用（運輸部門）、代替フロン類やブルーカーボンに係る取組等の現状に係る質問・要望 など

(5) その他

地元経済界や温室効果ガスの大手排出事業者等にも計画素案を説明済。

4 計画の修正

次のとおり、文言修正等を実施する。

意見聴取先	件数	計画修正の概要
パブリックコメント	1件	・【成果指標・参考指標】に係る該当年度の記載方法の修正
市町	6件	・市町の役割について法律と整合した表現に修正 ・促進区域の設定に関する県基準に係る、文言を整理（5件）

5 関連情報等

別紙 パブリックコメントの実施結果等について

パブリックコメントの実施結果等について

1 パブリックコメント（県民意見募集）に係る意見及び対応

(1) 実施時期 令和4年12月20日～令和5年1月19日

(2) 意見件数と内訳

【意見件数】6件（5人・団体）

内訳	件数
現状把握に係る質問	1件
具体的取組の促進に係る質問・要望	2件
環境配慮に係る質問・要望	1件
記載方法や内容詳細に係る質問・要望	2件

(3) 意見の内容と県の対応・考え方

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
【現状把握に係る質問】			
1	<p>広島県は森林面積の比率が高いことから、カーボンサイクルの柱として森林吸収対策が挙げられているが、炭素吸収量は平成25年度から2/3まで下がり、目標年度でも下がり続けている。</p> <p>担い手不足の森林荒廃だけが原因なのか？風力や太陽光発電等の再生エネルギー導入による森林開発の影響はないか？間伐材のバイオマスの供給源とする努力は行われているのか？</p>	<p>森林吸収量は、人工林の高齢化に伴い減少することから、目標年度の値は減少すると見込んでいます。</p> <p>一方で、森林整備の担い手の育成等に取り組むことで、着実に間伐等の森林整備が進むよう取り組んでまいります。</p> <p>意見については、木質バイオマスのエネルギー利用の促進を図っているところであり、引き続き、地域の課題解決を支援するほか、「広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」（今回策定予定）により、再生可能エネルギー施設等が適切に立地されるよう取り組んでまいります。</p>	P42
【具体的取組の促進に係る質問・要望】			
1	<p>昨今の節電の呼び掛けで店舗において一部消灯されるなど、新しい流れが出てきたと思う。節電することが対外PRになるような雰囲気を作り出してほしい。</p>	<p>夏季のクールビズをはじめとした節電につながる運動を実施しているところであり、県民や県内事業者の環境配慮行動につながる取組を検討、実施してまいります。</p>	P72～73
2	<p>例えば次の事項について、関連する広島県の部署に地球温暖化対策を意識した取組や計画を図るよう促すなど、オール広島県として対策を進めてほしい。</p> <p>○「広島県SDGs未来都市計画」の環境に関するゴールに地球温暖化対策を盛り込むこと</p> <p>○「産業廃棄物埋立税」を活用した事業として、産業廃棄物収集運搬業用に10年超使用している車両の更新費用の助成を行うこと</p>	<p>庁内の推進体制として、「地球環境対策推進会議」を開催し、関係部局相互の連携や施策の調整を図り、地球温暖化対策に関する施策を全庁で総合的かつ計画的に推進することとしています。</p> <p>「広島県SDGs未来都市計画」において環境面を含む幅広いゴールを設定しており、気候変動対策等に取り組む民間企業等の事例を掘り起こして発信しています。</p> <p>「産業廃棄物埋立税」は、埋立抑制、減量化、リサイクル、適正処理その他の循環型社会の形成に関する施策の推進を図るもので、関係団体等の意見も伺いながら取り組んでまいります。</p>	P77

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
【環境配慮に係る質問・要望】			
1	太陽光発電を相変わらず進めるようだがパネルの廃棄のことも考えているのか。	太陽光パネルについて、多量に廃棄される時期を見据えながら、関係者によるリユースの仕組みづくりを進めるとともに、リサイクルに関する技術開発を支援することにより、県内事業者によるリサイクルシステムの構築に取り組んでまいります。	P61～63
【記載方法や内容詳細に係る質問・要望】			
1	出典資料の気象変動監視レポート2019, 気象庁を2019年版から、2021年版に更新してほしい。	意見のとおり、今回の改定で、2021年版に更新することとしています。	P2
2	【成果指標・参考指標】の数値について、()と上欄の年が異なっている。何年度の現況・目標なのか？	意見を踏まえ、 <u>全て数値の後に括弧書きで年度を記載することとします。</u> (計画修正あり)	P51～73

※ 御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

2 市町意見及び対応

(1) 実施時期 令和4年12月20日～令和5年1月17日

(2) 意見件数と内訳

【意見件数】21件

内訳	件数
法令や他計画との関連等に係る質問・要望	2件
現状把握に係る質問	3件
具体的取組の促進に係る質問・要望	4件
環境配慮に係る質問・要望	9件
記載方法や内容詳細に係る質問・要望	3件

(3) 意見の内容と県の対応・考え方

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
【法令や他計画との関連等に係る質問・要望】			
1	広島県はP8に記載のとおり、令和3年3月に「ネット・ゼロカーボン宣言」を表明しているが、すでに平成7年3月に「広島県環境基本条例」が制定され、「広島県環境基本計画」を執行されている。本宣言は、条例および基本計画の中で、どのように位置付けられているか。	「みんなで挑戦 未来につながる2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」については、令和3年3月策定の第5次広島県環境基本計画における施策体系の一つ「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」に呼応したもので、対外的に宣言として発信したものです。	P9～10
2	法との整合に欠けるため、「区域における地球温暖化対策を計画的に実施します。」を「区域における地球温暖化対策の計画的な実施に努めます。」に修正してほしい。	意見のとおり「区域における地球温暖化対策の計画的な実施に努めます。」に修正します。(計画修正あり)	P74

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
【現状把握に係る質問】			
1	二酸化炭素の部門別の排出見込みについて、国との産業構造の比率で試算したのではなく、①BaU②電力排出係数③省エネ対策等④吸収源を試算したとあるが、可能であれば大まかな意味でそれぞれの部門での見込みの根拠を教えてください。	特に産業部門は、業種ごとに、令和12(2030)年度までに実施可能な取組と削減見込量が大きく異なっており、国の部門ごとの削減率をそのまま適用するのは不適切と考え、可能な限り細かく生産量等の活動指標を設定し、BaUの将来予測や省エネ対策等による削減量を算出しています。	P40～45
2	2030年のBaUケースの削減量については、部門別に示された推計方法により予測され、削減見込量については、国の計画から算出していると見込まれているが、同基準日における削減(見込)量を、自治体別で情報提供してもらうことは可能か。	部門や業種ごとに県全体の生産量や世帯数等の活動指標を設定し、BaUの将来予測や省エネ対策等による削減量を算出しており、市町ごとのデータは把握していません。	P40～41
3	P52では、産業部門の課題として、製造業の取組や実質的な省エネ等の取組の必要性が記載されているが、P44の図表の産業部門においては、「電力排出係数の改善」を除いた削減対策では、改定前の方が、削減量が多く、実質的な取組の必要性を感じられない記載となっている。	現計画策定後、大規模事業場の撤退が決定したため、数字上、対策による削減見込量が減少し、BaUによる削減見込量が増加していますが、各事業者に置き換えて考えると、産業競争力の観点からも、さらなる削減に取り組んでいただく必要があると考えており、取組内容の充実強化を検討、実施してまいります。	P44
【具体的取組の促進に係る質問・要望】			
1	公共部門や地域の脱炭素化において、使用電力の再エネ化への切り替えは、温室効果ガス削減に大きく資するものと認識しているが、県が今後実施する、地方の再エネ化に資する取組として想定されることがあれば教えてください。	市町の取組も非常に重要と認識しており、意見を踏まえ、県が取組を実施する際に、適宜情報共有しながら取組を進めてまいります。	P49
2	省エネ住宅・機器の選択につながる情報提供や支援策の具体的な記載をしてほしい。 また、ライフスタイルの転換や意識啓発を県民に定着させる具体的手法も記載してほしい。	本計画では大きな取組の方向性を示すこととしています。個別の取組については、別途情報共有しながら事業等を連携してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い致します。	P56～57

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
3	食品ロス対策については、どのような取組を考えているか。また、食品ロス削減推進計画を策定する予定はあるか。	食品ロス対策については、生産、製造、流通、販売、消費等それぞれの段階で取り組んでいく必要があることから、関係部局や市町とも連携し、食品ロスの削減に努めてまいります。 本計画においては、P72～73「基盤づくりの促進」のうち、「環境配慮の仕組みづくりの促進」の具体的内容として取り組んでまいります。 また、食品ロス削減推進計画の策定については、既存の計画の改定に併せて検討を進めてまいります。	P58～59
4	県の役割として「市町による地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援・協力を行う」とされているが、「国等からの情報の共有」や「先進事例の紹介や意見交換」を除いた事項で、想定されることがあれば教えてほしい。	県が実施する事業に各市町が連携、協力していただくことや、各市町の取組を県が広報、支援することなどを想定していますが、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、良いアイデアがあれば御連絡ください。	P74
【環境配慮に係る質問・要望】			
1	県での太陽光発電設備規制条例の制定についてはどのように考えているか。	今回、地域脱炭素化促進事業制度における広島県基準を設定することで、望ましい立地の考え方を明確にし、県内市町が適切に立地誘導を行えるようになることを目指しています。引き続き、国や県内市町の状況等を注視し、必要に応じて取組を検討してまいります。	別冊 全般
2	騒音の適正な配慮のための考え方には、「事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。」は入れなくてよいのか。	意見を踏まえ、 <u>該当項目の適正な配慮のための考え方に「事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。」を追記します。</u> (計画修正あり)	別冊 P5・12
3	巨樹、巨木や主要な眺望点(国定公園等以外)についても、関係機関(〇〇部局等)が示す情報が必要ではないか。	意見を踏まえ、 <u>該当項目の適正な配慮のための考え方に「関係機関が示す情報」を追記します。</u> (計画修正あり)	別冊 P5～14
4	「水源の枯渇」とあるが、水源とは何か。上水道の水源のみを対象としているのか。地下水や水象への影響は考慮しないのか。	水源とは、水源の種別(河川水や地下水等)に関わらず、水道事業・専用水道・個人井戸等の全ての水源を指しています。工事の場所や内容によっては、地下水への影響も考慮し、必要に応じた調査及び措置を講じることとしています。	別冊 P6, 8, 13
5	「底質」については考慮しなくてよいのか。	今のところ地域脱炭素化促進事業による大幅な底質悪化を見込んでいませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。	別冊 全般

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
6	「廃棄物」、「残土」、「温室効果ガス」については、促進区域の設定に活用するのは難しいが、適正な配慮のための考え方には位置付けることができるのではないか。	市町による適正な配慮を促進する上では意見のとおりと考えますが、県内一律の基準にはなじまないものと考えます。	別冊 全般
7	収集方法の「関係部署（機関）が示す情報」はもう少し具体化してはどうか。	可能な範囲で具体的に記載していますが、区域の実情に応じて、ケースバイケースになる場合が想定されており、まず、関係部署に相談していただくこととしています。	別冊 P5～14
8	騒音、振動の「交通の状況」は周辺道路の状況を把握することを想定しているとのことだが、交通量が多いのでこれ以上騒音が発生する設備は設置しないという方向性をイメージされているのか、それとも静穏な地域で再エネ設備の音や振動が目立つため設置しないという方向をイメージされているのか。	自動車騒音や道路交通振動については、区域により環境基準や騒音規制法等による要請限度などが目安になるものと思われま。	別冊 P5, 12
9	生態系は自然度の高い生態系の情報も当然必要となるのではないか。	県内一律の基準として検討していますので、区域の実情に応じ、市町が追加で情報を収集することは必要になってくるものと考えます。	別冊 P4～14
【記載方法や内容詳細に係る質問・要望】			
1	風力発電について、「当面、導入拡大を見込まず、県基準の設定を見送ること」に至った理由・経緯を追記してください。	御意見を踏まえ、次の一文を追加します。 「 <u>なお、現状、広島県内において、まとまった導入実績がない風力発電や地熱発電については、当面、大規模な導入可能性が低いと考えられ、市町による促進区域の設定の見込も低いことから、今回設定せず、今後、必要に応じて基準設定を検討します。</u> 」（計画修正あり）	別冊 P1
2	「汚染土壌」は「土壌汚染」の方が適切ではないか。	意見のとおり「 <u>土壌汚染</u> 」に修正します。（計画修正あり）	別冊 P6, 8, 13
3	区分や並びについては、広島県環境影響評価技術指針を参考にされてはどうか。 水は水温も含め「水質」にまとめてはどうか。大気は「大気質」なのに対して水だけ細項目のような事項が配慮事項として記載されており細かい。	意見を踏まえ、「 <u>地形等、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、水源枯渇、土壌汚染、反射光、動植物種等、地域生態系、主要眺望点等、文化財等</u> 」の順番で整理します。 水質については、地球温暖化対策推進法施行規則第5条の5において項目分けがされているため、これに合わせた記載とします。（計画修正あり）	別冊 P4～14

※ 御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

4 広島県環境審議会における審議における意見及び対応

(1) 実施時期 令和4年12月20日

(2) 意見件数と内訳

【意見件数】11件

内訳	件数
現状把握に係る質問	4件
具体的取組の促進に係る質問・要望	6件
環境配慮に係る質問・要望	1件

(3) 意見の内容と県の対応・考え方

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
【現状把握に係る質問】			
1	運輸部門においては、営業用の旅客や貨物で使用される軽油の削減に着目すべきでは。	県では公共交通事業者の省エネ対策に対する支援を行っています。今後EVバス等についても、技術進展や国の動向も踏まえながら、普及促進について検討してまいります。	P54～55
2	その他ガスにおける代替フロン類の排出量増加について、どのように取り組むのか。	空調や冷凍冷蔵機器の冷媒として使用されている冷媒である代替フロン類の廃棄時等の回収について、フロン排出法や家電リサイクル法などにおける適切な運用を周知徹底してまいります。	P59～61
3	ブルーカーボンについてどういった実態を把握しているのか。	ブルーカーボン生態系への取組について、クレジット認証制度が創設され、広島市及び尾道市の藻場干潟造成の活動がブルークレジット認証されるなど、具体的な取組が始まっているところであり、関係課と連携し、ブルーカーボンの拡大につながる取組支援を検討します。	P64～65
4	促進区域について、市町において概ねいつごろ設定予定か。	市町において、ただちに促進区域を設定する動きは確認していませんが、まずは県の考え方を示してほしいという声があり、設定することとしています。	別冊 全般
【具体的取組の促進に係る質問・要望】			
1	自治体自身の取組については、消費電力が多い照明のLED化やエアコンの使用低減などに取り組んでいるところ。再エネ、省エネなど、しっかりと数値的なところ踏まえながら施策を進めてほしい。	県自身の取組については別途改定する第5期広島県地球温暖化対策実行計画の参考にさせていただきます。 本計画については、成果指標・参考指標を設定し、振り返りを実施しながら取り組んでまいります。	P51～73
2	民生（家庭）部門について、地球温暖化防止活動推進センター等との連携について、今から検討していくということか。	計画においては、大きな方向性を記載しています。ライフスタイルの転換を促すために、地球温暖化防止活動センター等、各機関との連携を強化し、個別に相談等しながら進めてまいります。	P56～57

番号	意見の内容	対応・考え方	該当頁
3	水道事業における小水力発電など、エネルギー回収ができる具体例があれば、促進する基準などを作っただけであればよいと考えるがどうか。	市町、地元団体や事業者などの意向を確認し、事業につながるきっかけづくりや必要に応じて支援策等を検討します。	P61～63
4	小水力発電については、中国山地はそれなりに賦存量があり、水利権問題を考慮しても県管轄の河川であれば、具体的に考えても良いのでは。		
5	森林吸収源対策について、「森林の経営管理の推進」とのことだが具体策は。 また、都市の木質化、緑化についてはどのように考えているのか。	県内のスギ・ヒノキ人工林 14 万 ha について、林業経営に適した森林 4 万 ha を経営力の高い林業経営体に集約化し、50 年サイクルで持続的な林業経営を行うとともに、手入れ不足の人工林のうち、土砂災害防止の推進が必要な地区など、県民生活への影響が大きい森林を中心に間伐等を行うことを通じて、森林吸収源対策にも取り組むこととしています。 都市緑化については、「基盤づくりの促進」において低炭素型まちづくりの推進に取り組むこととしています。(P74)	P66～67
6	広島県では、「ひろしまの森づくり県民税」を徴収し、事業を実施していると思うがどうか。木材を使う先の支援とも連携する形になっているか。	本県では、将来にわたって森林の持つ様々な公益的機能を維持・発揮させるため、広く県民の皆様に「ひろしまの森づくり県民税」を御負担いただいております。 県産材の利用拡大を推進することは、森林の適正な管理を通じた二酸化炭素の吸収源対策につながることから、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県産材を利用する建築会社への支援などに取り組むこととしています。 なお、本計画については、直接的に吸収源対策につながる森林整備の推進等について記載しています。	P66～67
【環境配慮に係る質問・要望】			
1	「主要な眺望」という表現が曖昧であり、もう少し踏み込んで考え方の境目を示せないか。	景観などは、数字的な話でなく、地域の方とも話をして模索するしかないところと考えており、市町が促進区域設定にあたり、関係者の意見等も伺っていくべきものと考えております。	別冊全般

※ 御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。